

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月12日
【四半期会計期間】	第47期第1四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第46期 第1四半期連結 累計期間	第47期 第1四半期連結 累計期間	第46期
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成23年 10月1日 至平成24年 9月30日
売上高(百万円)	11,346	11,368	53,387
経常利益(百万円)	674	528	6,431
四半期(当期)純利益(百万円)	68	265	3,112
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	89	728	3,232
純資産額(百万円)	51,268	54,061	53,958
総資産額(百万円)	62,413	65,399	69,588
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	2.54	9.95	116.66
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	9.94	116.60
自己資本比率(%)	80.2	80.6	75.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

3. 第46期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績

株式会社T K C及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当第1四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が11,368百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）0.2%増）、営業利益は472百万円（前期比25.1%減）、経常利益は528百万円（前期比21.6%減）、四半期純利益は265百万円（前期比289.8%増）の業績となりました。

当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高は微増となりましたが、営業利益が減少しております。これは、地方公共団体事業部門において昨年は相対的に粗利益率が高かった障害者自立支援等の制度改正に伴うシステム改修、大型のシステム更新案件がありましたが、当期はこのようなシステム改修、システム更新案件が無かったことによるものであり、期初の業績予想のとおり推移しております。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第1四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は8,509百万円（前期比3.3%増）、営業利益は933百万円（前期比26.0%増）の業績となりました。

T K C会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は前期比0.9%増となりました。これは、「統合型会計情報システム（F X 4クラウド）」等のクラウド・コンピューティングサービス売上高が増加していることによります。

T K C会員事務所向け及びその関与先企業向けのソフトウェア売上高は、前期比2.8%増となりました。これは、一般法人向けのF X 4クラウドの利用法人数が増加したことによるものです。

システムコンサルティング売上高は前期比6.4%増となりました。これは、F X 4クラウドの立上支援料収入が増加していることによります。

T K C会員事務所向け及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は前期比5.0%増となりました。これは、「オフィスマネジメントシステム（OMS）」F X 4クラウド等のクラウドシステム利用数増加により、パソコン販売台数が増加していることによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は2,001百万円（前期比15.3%減）、営業損失は475百万円（前期は営業損失114百万円）の業績となりました。

市町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比4.8%減となりました。これは、前期は3年に一度の固定資産税評価替処理の基準年度に当たり処理件数が増加しましたが、当期はこれが終了したことによるものです。

市町村向けのA S Pサービス売上高は、前期比11.3%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するA S Pサービス利用が伸展したことによるものです。

市町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比14.2%減となりました。これは、前期に行われた障害者自立支援等の制度改正に伴うシステム改修業務が終了したことによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比22.5%減となりました。これは、前期に行われた市町村合併によるシステム統合業務等が終了したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は857百万円（前期比15.1%増）、営業利益は14百万円（前期比216.5%増）の業績となりました。

ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.3%増となりました。これは、衆議院議員選挙及び東京都知事選挙等の選挙関連商品の受注によるものです。

D P S（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前期比18.6%の増加となりました。これは選挙関連商品の受注、またDMなど広告商品の受注増によるものです。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士（以下、T K C会員）が組織するT K C全国会（平成24年12月31日現在の会員数1万251名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

（注）T K C全国会については、『T K C全国会のすべて』またはT K Cグループホームページ（<http://www.tkc>）

jp/)をご覧ください。

(1) T K C 全国会の重点活動テーマ

T K C 全国会は、平成25年12月までの統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう！～めざせ！中小企業のビジネスドクター～」を掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針を決定し、全国で20のT K C 地域会とともに積極的な活動を展開しています。

重点活動テーマ

- 1) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- 2) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- 3) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

行動指針

- 1) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- 2) 継続M A Sシステムを活用した経営助言の実践
- 3) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- 4) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」への準拠
- 5) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- 6) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- 7) O M S のフル活用による事務所管理体制の構築
- 8) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、経済産業省殿及び中小企業庁殿、並びに金融庁殿などが実施する施策に対応したもので、わが国の中小企業の健全な発展のために「中小企業が自ら勝ち残ることができる企業力（戦略的経営力）」の強化を支援することを目的として実施しているものです。T K C 全国会では、これらの重点活動テーマを効果的かつ組織横断的に推進していくため、平成24年7月に委員会等を再編成し、より積極的な活動を開始しています。

当社では、こうしたT K C 全国会の活動が日本の中小企業の生き残りへと健全な発展へとつながり、またT K C 全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充及び人的支援などを積極的に行っています。

(2) 高まる社会からの税理士への期待

平成24年8月30日、「中小企業経営力強化支援法（中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律）」が施行されました。この法律の目的は、中小企業の経営力強化を図るため、中小企業に対する経営支援の担い手として「経営革新等支援機関」を認定し、その活動を後押しする、中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる、とされています。

ここで注目すべきは、「中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化」として「既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する」と定義され、その担い手として「税理士・税理士法人等」と明示されたことにあります。

T K C 全国会では、この経営支援の担い手として国が認定する「経営革新等支援機関」への積極的な申請・登録をT K C 会員に対して勧奨しています。この結果、平成24年12月31日現在で3,250のT K C 会員事務所が認定申請を行い、第1号認定（平成24年11月5日）と第2号認定（平成24年12月21日）で認定された3,813の経営革新等支援機関のうち、約64%に当たる2,426支援機関がT K C 会員事務所となっています。

さらにこの法律が求める経営支援の基盤となるのが、中小企業の財務経営力・資金調達力の向上に資する会計ルールである「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」（平成24年4月公表）です。この普及と定着の推進においても税理士への期待が寄せられています。

(3) 「中小企業の経営力と資金調達力の強化を支援する」ための活動

国は中小企業経営者に対して、「自らの経営状況（P / L、B / S等）や資金繰りへの説明能力を高める」とことと「期中管理（経営計画や資金繰り計画の作成等）」の実施を求めています。これを実現するための基礎になるものが、中小会計要領に基づいた期中「発生主義」による記帳とタイムリーな「月次決算」です。

しかし、中小企業の経理処理の現状を見ると、特に当社の「e21まいスター」の対象となるような小規模の企業においては、期中は「現金主義」による記帳を行い、決算時にだけ「発生主義」による決算書を作成するケースが多く見られます。こうした場合、掛取引などが月次決算に反映されない等により、経営者は期中における正しい業績把握をすることができません。経営者が会社の業績を正しく把握し、「資金繰りへの説明能力の向上」と「期中管理の実施」を実現するためには、中小会計要領に準拠した発生主義によるタイムリーな記帳と、その記帳に基づく「月次決算」が必要となるのです。

T K C 全国会では、経営者が会社の業績を正しく把握し、自社の数字を金融機関等に説明できるよう、平成24年10月から平成25年1月にかけて「決算書で自社を語ろう！」～自社を数字で語る経営者になるために～と題した「T K C 経営支援セミナー2012」を全国2,000事務所において開催しています。

当社では、こうしたT K C 会員の活動を支援するとともに、中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに経営改善計画の実施状況に関するモニタリングを支援する「F X 2」やe21まいスターの普及促進と、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期予算）の策定を支援する「継続M A Sシステム」の利用拡大に注力しています。当期においては、前期に引き続き重点事務所に対する「自計

化推進会議」の開催支援や会員関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。

平成24年12月31日現在、F Xシリーズは約16万社（前年同月比108.4%）の関与先企業で利用され、継続M A S システムは6,786事務所（前年同月比101.0%）に利用されています。

（４）「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、T K C 会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行しています。これは、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたものであり、T K C 会員が毎月、関与先企業に向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K C が第三者として証明するものです。

金融機関においては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、貸出先である中小企業に対して経営改善計画の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的なモニタリングといったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、こうしたコンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、T K C 会員による巡回監査での指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書に対して金融機関からの注目が高まっています。

（５）「会計事務所の業務品質と経営効率の向上を図る」ための活動

「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（O M S）」の利用促進

税理士事務所においては、月次巡回監査の完全実施や税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、税理士法第41条（業務処理簿の作成）及び税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）を遵守するための事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。

このため、当社では会員事務所のICT利用環境の整備により、業務の統合化とペーパーレス化、PDCAの推進による生産性と業務品質の向上、業務処理簿の自動作成や使用人等に対する監督義務の履行支援を目的とするO M S の利用を促進しています。

また、平成24年10月15日には、クライアント・サーバ型の「O M S 2 0 1 0」に加え、クラウド技術を活用した「O M S クラウド」の提供を開始し、ラインアップの充実を図りました。

（６）未入会税理士へのT K C 全国会入会促進活動

当社では、T K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の指導のもとで、「T K C 会員1万事務所超」を目指して未入会税理士への入会促進活動を展開しています。平成24年11月に開催したT K C ニューメンバーズフォーラム2 0 1 2 in 仙台においては約100名の未入会税理士にご参加いただきました。さらに平成25年1月からは、全国18都市において「会計事務所経営セミナー」を開催し、T K C 全国会への入会促進活動を展開しています。

（７）「T K C の新しい経営戦略2 0 2 0」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「T K C の新しい経営戦略2 0 2 0」に基づき、T K C 会員事務所のさらなる発展を支援するための活動を展開しています。

関与先の拡大支援

1) 小規模企業の増加への対応

『平成21年経済センサス 基礎調査』（総務省）によれば、わが国の法人企業約178万7,000社（非農林漁業）のうち、10人未満の小規模企業は約136万3,000社と全法人の76.3%を占めています。また国税庁の「売上階級別の法人数の推移」では、売上規模の低い階級の企業数は年々増加する一方で、上位の売上階級の企業数は減少に転じています。

このような現状を踏まえ、当社では年商1億円突破を目標とする小規模企業向けに会計、給与、請求をワンパッケージとしたシステム「e21まいスター」を平成24年4月2日から提供しました。

本システムには、3年間無償で利用できる高品質なホームページ作成サービスなど、小規模企業の経営に役立つ機能（玉手箱機能）も搭載しており、企業経営者から高いご評価をいただいています。e21まいスターは平成24年12月31日現在で、1万1,916社にご利用いただいています。

2) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、歴史的な円高や国内需要の縮小、あるいは新興国需要の拡大などの諸問題が相まって、製造業を中心に海外へ製造・研究開発拠点を移転する企業が増えています。このことは企業グループが国内にかかえる子法人や製造拠点・営業所等の業績にも影響を及ぼすことから、組織再編や欠損金の有効活用といった視点で連結納税制度適用の動きも活発となっており、その裾野はいまや中堅・大企業から中小企業へと拡大しています。

一方、会計分野においては平成23年6月以降、金融庁・企業会計審議会がI F R S 適用の是非の判断を先送りしているにもかかわらず、任意適用を表明あるいは適用を視野に入れ決算月の変更を行う企業は漸増傾向にあります。また、事業のグローバル化を背景に企業の競争力強化が欠かせなくなるといよいよ、経営強化を図るためグループ全体を見据えた予算管理や管理会計へのニーズも高まってきました。こうしたことを背景に、中堅・大企業ではできるだけコストや手間をかけずに適法・適正な会計処理と税務申告を行える業務システムへの関心が高まっています。

当社では中堅・大企業向けに「T K C 連結グループソリューション」（連結会計システム「e C A - D R I V

ER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」)を開発・提供し、平成24年12月31日現在で約1,800企業グループ(合計約9,000社)に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業担当者が相談できる身近な専門家としてTKC会員を紹介してきた結果、子会社の税務顧問に就任するTKC会員も増えており、この活動が事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」に役立つものとなっています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会(平成24年12月31日現在の会員数は1,027名)と連携して中堅・大企業を対象に税務や会計に関する各種セミナーを開催したほか、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

3)「TKCグループホームページ」を利用した関与先拡大支援

TKC全国会と株式会社TKC共通のホームページ(<http://www.tkc.jp/>)に「税理士ご紹介コーナー」を設置し、TKC会員の関与先拡大を支援しています。当期においては、コンテンツの充実をなお一層図るとともに、税理士を探す企業経営者を対象とした広告活動の展開、TKC会員のホームページの作成・運用を支援する「TKC会員事務所向けホームページ毎月更新サービス」を強化しました。

4)TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など(以下、非営利法人等)個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、TKC会員による非営利法人等の経営改善に向けた活動を支援しています。

なかでもTKC全国会社会福祉法人経営研究会では、平成24年度より新「社会福祉法人会計基準」が施行されたことから「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。当社では、こうした研究会の活動を支援するため、小規模社会福祉法人に特化した財務会計システム「TKC社会福祉法人会計データベース」と中・大規模社会福祉法人向けの「FX4クラウド(社会福祉法人会計用)」を提供し、平成24年12月31日現在で284法人に採用されています。

一方、公益法人向けのシステムにおいては、平成24年9月28日に中・大規模公益法人向け財務会計システム「FX4(公益法人会計用)」の刷新を行い、クラウド技術を活用した「FX4クラウド(公益法人会計用)」を提供しました。こうした活動により、公益法人市場におけるTKC会員の関与先拡大を支援しています。

優良関与先の離脱防止

年商5～50億円規模の中堅企業向けの統合型会計情報システム「FX4クラウド」の利用企業数は、平成24年12月31日現在で1,354社(従来版FX4と合わせると2,529社)となりました。このシステムは、TKC会員事務所の優良中堅関与先の離脱防止を支援することを目指して提供しているものです。

TKC全国会では、「FX4クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデルの確立」を活動目的とするTKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトを設置し、平成24年11月から平成25年1月にかけて、FX4クラウドの普及と活用を促進することを目的として、全国で20のTKC地域会においてキックオフ研修会を開催し、優良関与先への推進を勧奨しています。

当社ではこうしたプロジェクトの活動を支援するため、企業経営者の意思決定に役立つヒントを提供する業績評価機能に関する機能強化を図るとともに、セミナーの開催支援等を積極的に実施しています。

TKC会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進むなかで、経営承継はTKC会員事務所においても避けて通れない問題であることから、当社では「TKC会員事務所承継支援室」を設置し、TKC全国会総務委員会のご指導のもとでTKC会員の円滑な事業承継を支援しています。

(8)法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる24万861件(平成24年12月31日現在)の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には81万5,275件の文献情報、44の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成24年12月31日現在で1万4,000件を超える機関に利用されています。

当期においては、前期に引き続き、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しています。特にぎょうせい殿との共同販売体制強化の一環として、判例・法令・文献情報を統合したTKCローライブラリー基本サービスセットと、平成24年4月に提供を開始したコンテンツ「交通事故民事裁判例集Web」「交通事故損害賠償事例データベース」「ビジネス法務Web」等の販売促進に取り組むとともに、ぎょうせい殿の全国ネットワークを活かし、同社と共催による「法律事務所実務セミナー」を開催する予定です。

また、司法修習生への利用促進の強化を図るため、平成24年11月に新司法修習生を対象とした特別セミナー「先輩弁護士に聞く司法修習生のすべて」(参加200名以上)を開催するとともに、リニューアルした「TKCローライブラリー(司法修習生版)」を平成24年12月より提供を開始しました。

さらにアカデミック市場では、学生の減少や補助金削減などにより厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案しています。同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題

演習トレーニング」「論文演習セミナー」に過去問題などを追加搭載し、その利用価値を高めています。

一方、平成22年6月から開始した「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国の政府機関やロースクール等18機関（平成24年12月31日現在）で利用され、年々増加しています。平成24年5月から新たに展開を開始した台湾においても司法院や法学部を擁する主要大学等での利用が開始されるなど、今後も海外での利用拡大が見込まれています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

（1）「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けソリューションとして、平成24年3月に、中規模団体（人口50万人程度まで）を対象とする「TKC行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

TKC行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス（TASK.NET）」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されるものです。クラウド・コンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かしたTKC行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

なお、TASKクラウドサービスは、平成24年12月31日現在において11団体で稼働しています。また、総務省殿の「被災地域情報化推進事業」における「自治体クラウド導入事業」として新たに、千葉県白子町殿を当社が直接受注するとともに、岩手県大槌町殿など3町村による自治体クラウド導入事業を当社のアライアンスパートナー社を経由して受注しました。本事業は自治体の保有する住民情報などの基幹業務をクラウド方式に移行し、業務継続性の確立やコストダウンを実現することなどを目的としたもので、平成25年より順次TASKクラウドサービスが導入されます。

（2）地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダー41社とともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは平成24年12月31日現在で695団体に利用されており、そのうち605団体において地方税の電子申告の受付が実施されています。

（3）「電子行政サービスの利用率向上」への対応

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市町村を対象にクラウド方式で展開する初のサービスで、平成24年12月31日現在で4団体に利用されています。

（4）法律及び制度改正等への対応

「地方公会計制度改革」への対応

当社では、「TASKクラウド公会計システム」の機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「TASKクラウド固定資産管理システム」、行政経営におけるPDCAの確立を支援する「TASKクラウド行政評価システム」（仮称）など、サブシステムの拡充に取り組んでいます。

当期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してTASKクラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。

また、財務書類の作成において多くの市町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度に基づく決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「TASKクラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成24年12月31日現在で48団体に利用されています。

「TASKクラウド公営企業会計システム」の開発・提供

平成26年度より地方公営企業において新会計基準が適用されることから、当社では法令で定める会計処理及び企業管理者の意思決定を支援するシステムとして、平成24年4月より「TASKクラウド公営企業会計システム」の提供を開始し、平成24年12月31日までに9団体から受注しました。

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス（DPS）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当期においては、ビジネス帳票の需要減退による受注数量の減少が続いているものの、12月に行われた総選挙などの関連商品の受注、また顧客企業の広告の回復に伴うDPS商品の受注増加などにより、当期における売上高は前年同期に比べ15.1%の増加となりました。

財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

1. 資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、65,399百万円となり、前連結会計年度末69,588百万円と比較して

4,189百万円減少しました。

(1) 流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、27,147百万円となり、前連結会計年度末31,645百万円と比較して4,497百万円減少しました。

その主な理由は、現金及び預金並びに売掛金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、38,251百万円となり、前連結会計年度末37,943百万円と比較して、307百万円増加しました。

その主な理由は、投資有価証券が増加したこと等によるものです。

2. 負債の部について

(1) 流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、6,770百万円となり、前連結会計年度末11,171百万円と比較して、4,400百万円減少しました。

その主な理由は、未払法人税等、買掛金及び賞与引当金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、4,567百万円となり、前連結会計年度末4,459百万円と比較して、107百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金及び「その他」に含まれている長期設備未払金が増加したこと等によるものです。

3. 純資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、54,061百万円となり、前連結会計年度末53,958百万円と比較して102百万円増加しました。

その主な理由は、四半期純利益を265百万円計上したこと等によるものです。

なお、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は80.6%となり、前連結会計年度末75.6%と比較して5.0ポイント増加しました。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は47百万円であります。

また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年12月7日
新株予約権の数(個)	376
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成24年12月8日 至 平成59年12月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,033 (注)2 資本組入額 517
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。

3 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 84,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,597,800	265,978	-
単元未満株式	普通株式 48,633	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	265,978	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社T K C	東京都新宿区揚場町2番1号	79,100	-	79,100	0.30
株式会社T K C 出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	84,600	-	84,600	0.32

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,614	19,775
受取手形及び売掛金	5,916	4,554
たな卸資産	506	472
その他	2,659	2,393
貸倒引当金	51	48
流動資産合計	31,645	27,147
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,156	6,039
土地	6,385	6,371
その他(純額)	1,884	1,913
有形固定資産合計	14,426	14,324
無形固定資産	1,188	1,178
投資その他の資産		
投資有価証券	4,276	4,874
長期預金	13,200	13,200
差入保証金	1,373	1,358
その他	3,493	3,325
貸倒引当金	13	10
投資その他の資産合計	22,329	22,748
固定資産合計	37,943	38,251
資産合計	69,588	65,399
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,782	1,584
短期借入金	45	94
未払金	3,168	2,664
未払法人税等	1,644	25
賞与引当金	2,494	1,095
その他	1,036	1,304
流動負債合計	11,171	6,770
固定負債		
長期借入金	15	8
退職給付引当金	3,526	3,563
その他	917	994
固定負債合計	4,459	4,567
負債合計	15,630	11,337

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	42,460	42,131
自己株式	143	194
株主資本合計	53,426	53,046
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	783	320
その他の包括利益累計額合計	783	320
新株予約権	30	55
少数株主持分	1,284	1,279
純資産合計	53,958	54,061
負債純資産合計	69,588	65,399

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
売上高	11,346	11,368
売上原価	4,377	4,238
売上総利益	6,969	7,130
販売費及び一般管理費	6,338	6,657
営業利益	630	472
営業外収益		
受取利息	8	6
受取配当金	22	15
受取地代家賃	9	8
持分法による投資利益	-	4
その他	12	22
営業外収益合計	53	57
営業外費用		
支払利息	1	0
自己株式取得費用	-	0
持分法による投資損失	7	-
その他	0	0
営業外費用合計	9	1
経常利益	674	528
特別利益		
固定資産売却益	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前四半期純利益	674	528
法人税、住民税及び事業税	32	25
法人税等調整額	580	238
法人税等合計	612	263
少数株主損益調整前四半期純利益	61	264
少数株主損失()	6	0
四半期純利益	68	265

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	61	264
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	151	463
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	151	463
四半期包括利益	89	728
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	83	728
少数株主に係る四半期包括利益	6	0

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第 1 四半期連結会計期間より、平成24年10月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費 (無形固定資産に係る償却費を含む。) は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	526百万円	458百万円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年 9 月30日	平成23年12月26日	利益剰余金

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	586	22	平成24年 9 月30日	平成24年12月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成23年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,239	2,362	744	11,346	-	11,346
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1	0	390	392	392	-
計	8,240	2,362	1,135	11,739	392	11,346
セグメント利益又は損失()	740	114	4	630	0	630

(注)1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,509	2,001	857	11,368	-	11,368
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	14	0	371	386	386	-
計	8,524	2,002	1,228	11,755	386	11,368
セグメント利益又は損失()	933	475	14	472	0	472

(注)1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成23年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	2円54銭	9円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	68	265
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	68	265
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,710	26,646
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	9円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	36
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月8日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 林 三子雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛 利 篤 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 田 裕 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。